

# 平成 23 年度愛媛県耕作放棄地対策推進方針

愛媛県耕作放棄地対策推進班

## 1 取組の方向

平成 22 年度に実施された耕作放棄地全体調査結果によると、本県の耕作放棄地面積は 12,568ha と依然高い水準にあり、耕作放棄地は、農地の効率的利用や利用集積の障害になるとともに、病害虫や有害鳥獣の被害拡大にもつながることから、本県農業の振興を図る上では、耕作放棄地の早期再生とともに、耕作放棄地の発生防止を推進することが必要となっている。

また、「食料・農業・農村基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)の参考資料として示されている「農地の見通しと確保」の中で、平成 32 年までに荒廃した耕作放棄地を 12 万 ha 再生するという目標が掲げられているところである。

このため、農業振興地域農用地区域内の農地のうち耕作放棄地全体調査において『「緑」と区分された農地』と『「黄」と区分された農地のうち集団的なまとまりの中に存在するもの』を優先的に再生(以下、「優先再生農地」という。)するとともに、担い手対策等を積極的に活用し耕作放棄地の発生を未然に防ぐこと等により、耕作放棄地の解消を推進することとする。特に、優先再生農地を多く抱える市町については、農地法に定める法的措置の実施も含め耕作放棄地の解消を強力に推進することとする。

## 2 取組の内容

### (1) 耕作放棄地情報の把握・整理と発信

優先再生農地を中心とした現状把握と情報発信(市町、農業委員会)

優先再生農地を中心に耕作放棄地の荒廃状況や所有者の意向等の把握に努め、再生可能なものについては、個人情報取り扱いに配慮しつつ、全国農業会議所のホームページ等を活用するなど、農地情報を積極的に発信する。

耕作放棄地に関する情報のデータベース化と共有化(市町、農業委員会)

農地情報のデータベース化と情報公開の取組を加速化するとともに、地域耕作放棄地対策協議会員の情報共有化について検討を進める。

耕作放棄地解消計画の見直し(市町)

耕作放棄地解消計画については、耕作放棄地全体調査の結果等を踏まえ、可及的速やかに見直しを行う。

### (2) 耕作放棄地の再生と発生防止に向けた取組の推進

担い手の確保(本庁、地方局・支局、市町、農業委員会、JA)

耕作放棄地や耕作放棄地となるおそれがある農地を引き受ける担い手について、地域内で農業者、集落営農組織、作業受託組織等の育成を図るとともに、近隣市町の農業者、集落営農組織、作業受託組織等にも働きかけを行い、その確保を図る。

また、新規就農者や他業種の事業者についても耕作放棄地等を引き受ける担い

手となりうることから、その参入を積極的に進めることとし、関係機関・組織とも連携を図りながら、耕作放棄地等の所有者との調整、受入れ・相談体制の整備、営農定着のための技術指導や助言等丁寧なサポートを行う。

助成制度を活用した取組の推進（本庁、地方局・支局、市町）

耕作放棄地については、耕作放棄地再生利用緊急対策等を活用して耕作可能な農地への再生や有害鳥獣防護柵等の補完設備の導入を進めるとともに、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金等により発生防止を図る。

多様な取組の推進（本庁、地方局・支局、市町、農業委員会、JA）

耕作放棄地について、畜産農家による飼料生産や放牧、景観作物の栽培、市民農園、新規作物の実証展示ほ等、従来の営農形態にとらわれない地域の実情に応じた多様な取組を推進する。

耕作放棄地の解消に向けた気運の醸成（本庁）

耕作放棄地の有効利用方策や未然防止に向けた取組を検討するための研修会を開催するとともに、県内における優良な取組を表彰することにより、耕作放棄地の解消に向けた気運の醸成を図る。

### （３）その他事項

「赤（判断未了）」と区分された農地の解消（市町、農業委員会）

耕作放棄地全体調査において「赤」と区分された農地のうち、判断未了として整理しているものについては、速やかにその現状を把握することにより区分していくとともに、「非農地」と判断した土地は農地から除外する。

耕作放棄地対策の周知と活用の推進（本庁、地方局・支局、市町、農業委員会、JA）

耕作放棄地再生利用緊急対策をはじめとする耕作放棄地対策について、パンフレットやチラシ等の作成・配布、関係機関や農家等を対象とした説明会の開催、ホームページを通じた情報提供等によりその周知と活用を推進する。

### 3 関係組織の連携強化

県耕作放棄地対策推進班、各地方局・支局耕作放棄地対策推進班、各市町の営農推進関係組織等においては、関連補助事業や担い手の情報等を共有することにより効果的に耕作放棄地対策を推進するため、より一層の連携を強化する。